

# 神戸市不妊に悩む方への 特定治療費助成のご案内 平成30年度版

不妊治療は、高額な医療費がかかり、身体的負担はもとより精神的・経済的にも負担が大きくなります。そこで神戸市では、体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）に要する費用の一部を助成し、不妊治療を行う夫婦を支援します。

平成29年4月1日より

## 神戸市の特定不妊治療費助成が変わりました

神戸市では平成29年4月1日以降に終了した治療を対象に次のとおり制度を拡充しました。

### ◆所得制限を撤廃します

夫婦合算所得が730万円以上の方に対しても助成を行います。  
ただし助成上限額は、国制度での助成上限額の半額となります。

### ◆夫婦合算所得が730万円未満の方へ、一部治療の助成上限額を上乘せします

夫婦合算所得が730万円未満で、かつ、治療区分AもしくはBを行った方に対して、助成上限額を5万円上乘せします。ただし、初回助成を除きます。

詳細については中面をご覧ください。



神戸市

# 1. 対象者

- (1) 神戸市内に居住する方で、法律上の婚姻をしている夫婦であること。
  - 単身赴任などで配偶者が市外に居住する場合も申請できます。
  - 治療開始時点で婚姻していることが必要です。
- (2) 指定医療機関において特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けたこと。
  - 第2子以降に対する治療でも対象になります。
- (3) 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。
- (4) 平成27年度までに通算5年間助成を受けていないこと。

# 2. 通算助成回数

初めて助成を受けたときの治療開始時の妻の年齢	40歳未満	40歳から42歳	43歳以上
通算助成回数	43歳になるまでに通算6回まで	43歳になるまでに通算3回まで	助成対象外

- いずれも治療開始時の妻の年齢で判断します。
- 「初めて助成を受けたとき」とは、治療終了日の早いものから申請した上での初回助成のことです。
- 過去に助成を受けた回数が通算助成回数に満たない場合でも、妻の年齢が43歳以上で開始した治療はすべて助成の対象外となります。
- 平成29年度までに受けた助成の回数および神戸市転入前に他の自治体で受けた助成の回数も通算します。

# 3. 対象治療法

- (1) 指定医療機関において実施した、法律上の夫婦間における特定不妊治療を対象とします。
  - 医師の判断に基づき、やむを得ず中止した場合についても、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除き、助成の対象となります。（2ページ別図「体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲」をご覧ください。）
  - 自然妊娠により治療を中止した場合は、妊娠という事実による中止であり、体調不良等による医師の判断に基づく中止ではありませんので、それまでに要した治療費は助成対象外です。
- (2) 特定不妊治療に至る過程の一環として男性不妊治療（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術）を行った場合は、手術・凍結費用を特定不妊治療と同時に申請することができます。
  - 原則、男性不妊治療単独での申請はできませんが、採卵前に男性不妊治療を行い、精子を得られない又は状態のよい精子を得られずに特定不妊治療を中止した場合のみ、男性不妊治療単独での申請ができます。ただしその場合、通算助成回数の1回として数えます。
- (3) 以下に掲げる治療法は助成の対象外です。
  - 法律上の夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療
  - 代理母（夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）
  - 借り腹（夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を、妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）

## 4. 助成上限額

1回の治療につき下図の金額を上限として助成します。

治療内容や夫婦合算所得額により助成内容が異なります。

夫婦合算所得	助成回数	治療区分	助成上限額
730万円未満	1回目	A・B・D・E	300,000円
		C・F	75,000円
	2回目以降	A・B	200,000円
		D・E	150,000円
		C・F	75,000円
	◎男性不妊治療を行った場合は150,000円を上限に上乗せ（治療区分Cを除く）		
730万円以上	1回目	A・B・D・E	150,000円
		C・F	37,500円
	2回目以降	A・B・D・E	75,000円
		C・F	37,500円
◎男性不妊治療を行った場合は75,000円を上限に上乗せ（治療区分Cを除く）			

- 所得730万円以上の方への助成は神戸市独自の制度です。
- 複数回の治療を行った場合は、治療終了日の早いものから申請してください。
- 治療区分については下図をご参照ください。

### 別図 [体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲]

治療内容	採卵まで				受精 (前培養・媒精(顕微授精)培養)	胚移植						助成対象範囲
	薬品投与(点鼻薬) (自然周期で行なう場合もあり)	薬品投与(注射) (自然周期で行なう場合もあり)	採卵	採精(夫)		新鮮胚移植		凍結胚移植				
						胚移植	黄体期補充療法	胚移植	黄体期補充療法	胚移植	黄体期補充療法	
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2~5日	1日	10日	7~10日	1日	10日	1日	
A 新鮮胚移植を実施												
B 凍結胚移植を実施※1												
C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施												
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了※2												
E 受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止												
F 採卵したが卵が得られない、 または状態のよい卵が得られないため中止												
G 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止※3												対象外
H 採卵準備中、体調不良等により治療中止※3												対象外

- ※1 B:「採卵・受精後、1~3周期程度の間隔を空けて母体の状態を整えてから胚移植を行なう」との主治医の当初からの治療方針に基づく治療を行なった場合。主治医の治療方針が「数周期の間を空けて患者の体調回復を待ち、胚移植を実施する」という方針である場合は、治療継続中とみなし、Bに当たります。
- ※2 D:原則、「患者の体調悪化により、胚移植はもはやできない」と主治医が診断し、治療終了とする場合。この場合、治療終了日は、「主治医が治療終了を決定した日」です。その他、1回の治療期間・申請時期について疑問のある場合は、各区役所の窓口にご相談ください。
- ※3 G,H:特定不妊治療の一環として採卵前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合は、男性不妊治療のみ助成の対象となります。

## 5. 所得計算方法

- 夫および妻の所得の合計額については下表に基づき計算してください。

「市民税・県民税(所得・課税)証明書<sup>(※)</sup>」を用いて、夫婦それぞれについて計算した上で合計してください。(※)前年の所得を証明するもの。1月から5月末日までの申請については前々年の所得を証明するもの。

- 該当期間に退職所得がある場合は、退職所得額が確認できる書類(退職所得の源泉徴収票等)を参照してください。この場合、退職所得額がわかる書類も申請書類として提出してください。

[特定不妊治療費助成事業の所得金額の計算表]

- AはBからCを差し引いた額です。Aの夫婦合算の所得により助成上限額が異なります。

A	=	下記の合計金額		B	-	下記の合計金額		C
特定不妊治療費助成事業における所得金額		総所得金額				一律控除	8万	80,000
		退職所得金額				雑損控除	実額	
		山林所得金額				医療費控除	実額	
		土地等にかかる事業所得等の金額				小規模企業共済等掛金控除	実額	
		長期譲渡所得の金額※				障害者控除 (特別障害者控除)	27万 (40万)	
		短期譲渡所得の金額※				寡婦(夫)控除 (寡婦特例控除)	27万 (35万)	
		商品先物取引にかかる雑所得等の金額				勤労学生控除	27万	

※租税特別措置法に定める特別控除を行う前の譲渡所得金額

## 6. 申請方法

- (1) 4ページの「7. 申請に必要な書類等」に記載の書類を揃えて、住所地の区の申請窓口に持参の上、夫婦の共同名義により申請してください。各区の申請窓口については6ページの「11. お問い合わせ先」をご確認ください。(住所地により区役所・支所・出張所と異なります。)なお、郵送による申請、および市役所や住所地以外の区の窓口への持参による申請はできません。また、申請のために要する費用は全て自己負担となります。
- (2) 複数回の治療を申請する場合、「治療終了日」の早い順番で受理します。また、すでに申請した治療よりも前に終了していた治療を後から申請することはできませんので、ご注意ください。
- (3) 申請期限は「1回の治療が終了した日から3か月以内」です。申請期限を過ぎたものは受付できません。(1回の治療が終了した日とは、「不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書」に記載された「今回の治療期間」の末日です。)自己の責によらないやむを得ない事情があり、申請期限に間に合わない場合はご相談ください。
- (4) 単身赴任などで配偶者が神戸市外に居住する場合は、生活の本拠があるところで申請してください。両方の自治体で申請することは出来ません。

## 7. 申請に必要な書類等

### 1 不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書 (指定様式は神戸市ホームページからダウンロード可)

- 夫婦別々の印鑑が必要，スタンプ印不可。書き損じの訂正には取り消し線と印鑑を使用してください。

### 2 不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書 (指定様式は神戸市ホームページからダウンロード可)

- 指定医療機関の医師による記入が必要です。

### 3 領収書原本

- 医療費控除などで原本が必要な場合は窓口で原本確認の上コピーをとりますので，お申し出ください。
- 「受診等証明書」に記載された「領収年月日」内に発行されたもので，かつ，「領収金額」と合致すること。
- 領収書を紛失し，再発行も受けられない場合は，医療機関で支払証明書等の発行を受けてください。

### 4 市民税・県民税（所得・課税）証明書

- 夫及び妻のそれぞれの所得額を証明する最新の書類として必要です。1月1日現在に住民登録していた市区町村で取得してください。非課税の場合でも非課税証明書を取得してください。
  - ・平成30年4月から5月末までに申請 平成29年度証明書（平成28年分所得を証明）
  - ・平成30年6月から平成31年3月末までに申請 平成30年度証明書（平成29年分所得を証明）
- 市民税・県民税（所得・課税）証明書は控除欄の記載のあるもの。記載のないものでも受け付けますが，控除ができません。
- 前年所得（1月から5月末までに申請する場合は前々年所得）に退職所得がある場合は，退職所得額が確認できる書類も提出してください。（例）退職所得の源泉徴収票 等

### 5 印鑑（申請書記入時に使用した印鑑と同じもの），預金通帳（またはキャッシュカード）

- 振込先に指定する口座は，神戸市内居住者の名義の口座にしてください。
- 旧姓名義の口座を振込先に指定する場合，戸籍謄本又は戸籍抄本を添付してください。
- ゆうちょ銀行については振込用の店番号・預金種目・口座番号を郵便局で事前に必ず確認してください。

### 6 神戸市内に居住する法律上の夫婦であることを証明する書類 (★は発行日から3か月以内のもの)

状 況	必 要 書 類	備 考	
夫婦が同一世帯	世帯主が夫または妻	★住民票の写し（夫婦分） ※続柄を記載すること	夫および妻が神戸市内に居住する場合のみ
	世帯主が夫でも妻でもない	★住民票の写し（夫婦分） ※続柄及び戸籍の筆頭者を記載すること	
	夫または妻のいずれか一方が外国籍を有する等により別姓	★住民票の写し（夫婦分） ※続柄を記載すること ☆日本国籍を有する者の戸籍謄本（又は抄本）	
	夫および妻が外国籍を有し、かつ別姓	★住民票の写し（夫婦分） ※続柄を記載すること ☆婚姻日を証明する書類 （外国語による書類の場合は日本語訳を添付）	
夫婦が別世帯	夫および妻が日本国籍を有する	★住民票の写し（神戸市内居住者のもの） ★戸籍謄本（又は抄本）（夫婦両方を載せたもの）	夫または妻が神戸市外に居住する場合を含む
	夫または妻のいずれか一方が外国籍を有する	★住民票の写し（神戸市内居住者のもの） ★日本国籍を有するものの戸籍謄本（又は抄本）	
	夫および妻が外国籍を有する	★住民票の写し（神戸市内居住者のもの） ★婚姻日及び婚姻関係を証明する書類 （外国語による書類の場合は日本語訳を添付）	

- 上表以外にも，戸籍謄本や戸籍の附票，申立書等を提出していただく場合があります。
- 添付する書類のうち，前回申請時と同じものは省略できる場合があります。窓口でご相談ください。
- 戸籍謄本・抄本は，戸籍の全部事項証明書・個人事項証明書等，名称を異にする自治体もあります。
- 住民票の写しを戸籍謄本・抄本と合わせて提出する場合は，本籍筆頭者を記載したものを使用してください。また，「住民票の写し」とはコピーのことではありません。「住民票記載事項証明書」とも異なります。
- 住民票等取得の際，夫婦であることを証明するための書類が必要であることを窓口へ伝えてください。

## 8. 認定・支給の方法

- (1) 治療履歴や提出書類等の審査を行います。
- (2) 審査によって最終的な助成金額を決定し、後日、承認（または不承認）決定通知を送付します。
- (3) 助成金の振込みは、おおむね申請月から3か月程度要します。

- 提出書類に不備や疑義がある場合、再度来所していただくことがあります。
- 平成16年以降に神戸市に転入された方については、転入前の自治体に本制度の利用状況を照会することがあります。

## 9. 指定医療機関 (平成30年4月1日現在)

登録施設名	所在地	TEL
くぼたレディースクリニック	東灘区住吉本町1-7-2 石橋ビル4階	843-3261
第2大谷レディースクリニック	中央区雲井通7-1-1 ミント神戸15階	261-3500
山下レディースクリニック	中央区磯上通7-1-8 三宮インテス4階	265-6475
英ウィメンズセントラル ファティリティクリニック	中央区三宮町1-1-2 三宮セントラルビル7・8階	392-8723
英ウィメンズクリニック	中央区三宮町1-1-2 三宮セントラルビル2階	同上
神戸元町夢クリニック	中央区明石町44 神戸御幸ビル3階	325-2121
神戸アドベンチスト病院産婦人科	北区有野台8-4-1	981-0161
久保みずきレディースクリニック 菅原記念診療所	西区美賀多台3-13-8	961-3333
中村レディースクリニック	西区持子3-60-1	925-4103

- いずれの医療機関も、体外受精・顕微授精を実施しています。
- 市外の医療機関については、その医療機関が所在する都道府県・政令指定都市・中核市の指定を受けている場合、助成の対象になります。市外の指定医療機関は厚生労働省ホームページからご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000047346.html>



## 10. 不妊・不育専門相談(兵庫県)

- 専門知識を持つ医師・助産師が相談に応じています。お気軽にご相談ください。  
相談無料，秘密は厳守されます。
- 祝日・年末年始はお休みです。
- 相談の日程等を変更する場合があります。兵庫県ホームページをご確認ください。

[http://web.pref.hyogo.lg.jp/hw13/hw13\\_000000081.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/hw13/hw13_000000081.html)



		不妊・不育専門相談 (不妊の悩み, 習慣性流産, 不育症, 治療の相談など)			男性不妊専門相談 (男性不妊に関して不安なことや気になることなど)		
相談種別	電話相談	面接相談(完全予約制)			面接相談(完全予約制)		電話相談
会場		兵庫県立男女共同参画センター	兵庫医科大学 病院内		神戸市内(予約時にお知らせ)		
電話番号	078-360-1388	078-362-3250 (予約専用番号)				078-360-1388	
日時	第1・3土曜日	第2土曜日	第4水曜日 (H30年5・8月, H31年1月のみ)	第1火曜日 (H30年5・8月, H31年1月を除く)	第1水曜日	第2土曜日	第1・3土曜日
	10:00~16:00	14:00~17:00	14:00~17:00	14:00~15:00	15:00~17:00	14:00~17:00	10:00~16:00
担当	助産師 (認定看護師)	助産師 (認定看護師)	産婦人科 医師	産婦人科 医師	泌尿器科 医師	助産師 (認定看護師)	助産師 (認定看護師)

## 11. お問い合わせ先

区 役 所 こ ど も 保 健 係	東灘区	子ども家庭支援課	☎841-4131 (代)	申請手続可  (住所地の 区の申請窓口 に限る)
	灘区	子ども家庭支援課	☎843-7001 (代)	
	中央区	子ども家庭支援課	☎232-4411 (代)	
	兵庫区	子ども家庭支援課	☎511-2111 (代)	
	北区	子ども家庭支援課	☎593-1111 (代)	
	北神支所	保健福祉課	☎981-1748 (直)	
	長田区	子ども家庭支援課	☎579-2311 (代)	
	須磨区	子ども家庭支援課	☎731-4341 (代)	
	北須磨支所	保健福祉課	☎793-1414 (直)	
	垂水区	子ども家庭支援課	☎708-5151 (代)	
	西区	子ども家庭支援課	☎929-0001 (代)	
西神中央出張所保健福祉サービス窓口			☎990-0201 (代)	
子ども家庭局子ども企画育成部 子ども家庭支援課母子保健係			☎322-6513 (直)	申請手続 不可

## 12. 申請書のダウンロード・よくあるご質問

申請書や受診等証明書の様式は、神戸市ホームページ「不妊に悩む方への特定治療費助成のご案内」から印刷することができます。

※申請書は裏面もありますので、両面印刷をしてください。

また、申請書の書き方や、申請に関してよくあるご質問と回答についても掲載しています。

<http://www.city.kobe.lg.jp/child/maternity/support/hunin.html>

神戸市 不妊治療

検索

